

教科書・学習書給与申請のお知らせ

(1) 通信制高等学校教科書・学習書給与事業の目的

勤労青少年の高等学校通信制課程への就学を促進し、教育の機会均等を保障するため、通信制高等学校教科書・学習書の給与を行うものです。

対象者は一定の**条件**を満たすことが必要であり、その条件を満たした者が**申請**してはじめて給与を受けることができます。

(2) 給与の対象者

(ア) 高等学校の通信制課程に在籍する**有職生徒**のうち給与を希望する者で、1年次生にあたっては14単位以上修得する見込みがある者、2年次生にあつては14単位以上、3年次生以上にあつては28単位以上の修得者で、当該年度において2科目以上を履修する者

***有職生徒**とは

- ① 定職に就いている者
- ② 1年間におおむね90日以上パート又はアルバイトに就いている者
- ③ 1年間におおむね90日以上パート又はアルバイトに就くことになる者

(イ) (ア)のほか、**有職生徒以外の生徒**で、下記④から⑧に該当すると校長が認めた者

- ④ 職に就く意思はあるが、適当な職がなく求職活動中である者
- ⑤ 疾病等により職に就くことができない者
- ⑥ 心身に障害を有し職に就くことができない者
- ⑦ 罹災により経済的に修学が困難である者
- ⑧ その他、申請時において、生活保護世帯であることや家族の看病等のために就職できない等のやむを得ない理由がある者

(3) 給与の手続き

給与を受けようとする者は、通信制高等学校教科書・学習書給与申請書とそれぞれの申請理由ごとに定められた関係書類を添えて提出します。(関係書類は申請書等書類に記載されています。)

◎希望者は、期限内に申請書等書類一式を**担任に申し出て申請書等書類一式を受け取って、必要な書類を整えて、担任まで提出**すること。

☆ 不明な点は、担任まで問い合わせてください。

